

## 第21回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年3月27日（木）午後2時00分から午後3時13分まで

2 開催場所 幕別町役場3階3-A・B会議室

3 出席委員（21名）

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 欠席委員（2名）

	4番	多田 篤
	19番	吉田 正宏

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について  
第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について  
第3号 令和7年度農業委員会予算について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

- 第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について
- 第6号 令和7年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について
- 第7号 第25期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について
- 第8号 農業委員会等の最適化の点検・評価について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
忠類支局長	吉仲 有希
農地振興係長	今城 和智
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主査	高坂 花織

## 7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第21回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に20番 黒田委員、21番 中村政昭委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、4番 多田委員、19番 吉田委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人より提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。</p> <p>提出された報告書は、書類等完備されておりましたので、受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>

議長	<p>次に、報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号1番について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたします。</p> <p>案件は、議案書1ページの1番であり、今月17日に町公社が利用調整を行った1件であります。内容につきましては、記載のとおりであります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第3号「令和7年度農業委員会予算について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第3号について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第3号、令和7年度農業委員会予算について、令和7年度農業委員会予算について、下記のとおり決定いたしましたので報告いたします。</p> <p>令和7年度の農業委員会費を含む一般会計予算につきましては、今月開催されました。第1回町議会定例会において議決されたところでございます。その中の農業委員会予算の歳出でございますが、1,899万8,000円で、前年と比較いたしまして、84万円の増額となっております。</p> <p>議案書2ページにあります表の右側、「◎農業委員会運営事業」は1,497万7000円となっております、前年予算額から1万3,000円の減額となっております、概ね要求通りとなっております。</p> <p>また、議案書3ページになりますが、農業者年金事務事業では、事務補助職員の時間単価UPに伴い、報酬、手当等が増額となっております。</p> <p>このほか、詳細につきましては、記載のとおりであります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。</p>

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番から5番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p><b>【議案第1号1番から5番について、議案書をもとに朗読】</b></p> <p>1番の案件は返還のため、2番から5番の案件は借換のため合意解約をするものであります。これらの案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。</p> <p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。お諮りいたします。</p> <p>議案第1号1番から5番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。</p> <p><b>【全員異議なし】</b></p> <p>異議なしとします。よって、議案第1号1番から5番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>22番</p>	<p>次に、議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番から4番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積5条第1項の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。</p> <p><b>【議案第2号1番から4番について、議案書をもとに朗読】</b></p> <p>以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから2ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。</p> <p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>22番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農</p>

に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【全員異議なし】**

議長 異議なしとします。よって、議案第2号1番から4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号5番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号5番から8番について、議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページから4ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号5番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【全員異議なし】**

議長 異議なしとします。よって、議案第2号5番から8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号9番から14番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号9番から14番について、議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ペ

ージから7ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員である私から、補足説明をいたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号9番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号9番から14番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号15番から22番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号15番から22番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページから11ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番

14番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号15番から22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号15番から22番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号23番から26番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号23番から26番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページから13ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員である私から、補足説明をいたします。

3番

3番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号23番から26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号23番から26番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号27番から28番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号27番から28番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書14ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号27番から28番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号27番から28番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号29番から36番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号29番から36番について、議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書15ページから18ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明します。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号29番から36番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【全員異議なし】**

議長 異議なしとします。よって、議案第2号29番から36番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第2号38番につきましては、長谷川委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(11番 長谷川委員退席)

議長 次に、議案第2号37番から38番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号37番から38番について、議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書19ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は長谷川委員であります。議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。

す。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号37番から38番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号37番から38番は原案のとおり決定いたしました。

(11番 長谷川委員着席)

議長 次に、議案第2号39番から40番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号39番から40番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書20ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。これらの案件は、後継者への借換えであります。借主は、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号39番から40番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号39番から40番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号41番から46番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号41番から46番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書21ページから23ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。これらの案件は農地中間管理機構である北海道農業公社を通して行っていた農地中間管理事業の賃貸借の期間満了後に、町公社の賃貸借に借り換えて更新を行うものであります。借主は、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号41番から46番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号41番から46番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号47番から50番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号47番から50番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書24ページから25ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

7番説明いたします。これらの案件は今年14日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号47番から50番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号47番から50番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号51番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号51番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書26ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は令和6年11月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号51番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号51番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第2号52番につきましては、橋本委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(7番 橋本委員退席)

議長 次に、議案第2号52番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号52番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書26ページ

ージ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員が橋本委員であります。議事参与の制限となりますので、私の方から説明いたします。

この案件は、令和6年12月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号52番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号52番は原案のとおり決定いたしました。

(7番 橋本委員着席)

議長 次に、議案第2号53番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号53番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書27ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は吉田委員ですが、本日欠席しておりますので、私の方からご説明いたします。

この案件は、令和6年12月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号53番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号53番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号54番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号54番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書27ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は多田委員ですが、本日欠席しておりますので、当該利用調整会議に出席いたしました私の方からご説明いたします。

この案件は、令和6年12月に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号54番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号54番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号55番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号55番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書28ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番	18番説明いたします。これらの案件は今年17日に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号55番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。  【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号55番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。  【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】  以上の案件は、別添農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9番	9番説明いたします。この案件は、後継者への使用後継者への使用貸借による経営継承でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。  【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書2ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、地役権者の経営農地へ通行するために、権利を設定するものであります。今月17日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号3番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書3ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当である私から補足説明をいたします。

この案件は、今月17日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書4ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、今月17日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号5番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書5ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。この案件は、今月17日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号5番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号6番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書6ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番

1番説明いたします。これらの案件は、法人化に伴う借換でありますので、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号6番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号7番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号7番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書7ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は、今年14日に多田委員、小野寺委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号7番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号8番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書8ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明します。この案件につきましては、本来、地区担当委員は多田委員であります。本日欠席しておりますので、現地調査に出席した私の方からご説明いたします。この案件は、今年14日に多田委員、遠藤委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号9番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号9番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書9ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。これらの案件は、今月17日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【全員異議なし】**

議長 異議なしとします。よって、議案第3号9番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

事務局 **【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】**

この案件は、砂利採取を目的とする転用です。  
農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。なお、立地基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載させている通りでございます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、今月17日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p><b>【全員異議なし】</b></p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。</p> <p>議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p><b>【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】</b></p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
9番	<p>9番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p><b>【全員異議なし】</b></p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号2番から4番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p><b>【議案第5号2番から4番について、議案書をもとに朗読】</b></p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
16番	<p>16番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月14日に多田委員、遠藤委員、事務局とで現地調査を行い、</p>

農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号2番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号2番から4番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号「令和7年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。  
議案第6号について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号、令和7年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について、令和7年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について、次のとおり決定したいので審議を求めます。なお、本議案につきましては、本日、午前中に開催いたしました三役会議での協議を踏まえ、本総会に提案するものでございます。

お手元の、議案第6号別紙1「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)」をご覧ください。1ページ目は農業委員会の状況につきまして、各種統計で示されました情報を掲載しております。

2ページをお開きください。最適化活動の目標、1.最適化活動の成果目標としまして、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、3ページ目になりますが、(3)新規参入の促進と3項目の記載がございます。(1)農地の集積につきましては、①現状及び課題の表にありますとおり、現状の集積率が94.7%となっておりますため、その下の表になりますが、②目標としまして、集積率95%を目標とする設定としております。また、令和7年度の新規集積面積(非担い手の農地を、新たに担い手に設定した面積)につきましては、令和15年度の集積率95%の面積21,375haから令和6年度の集積面積を差し引いた76haと設定いたしました。(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進につきましては、それぞれ記載のとおり目標を設定しております。

3ページ中段以降は、最適化活動の活動目標としまして、記載のとおり設定しております。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、前年度の実績を踏まえまして、月5日を目標と設定したところです。

こちらの「最適化活動の目標の設定等」につきましては、本日も審議をいただいた後、北海道農業会議に内容を通知し、確認を受けた後、農業委員会等に関する法律第37条に基づきまして、ホームページ上で公表を行う予定でございます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p><b>【全員異議なし】</b></p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第7号「第25期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について」を議題といたします。 議案第7号について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第7号、25期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について第25期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について、次のとおり決定したいので審議を求めます。なお、本議案につきましては、本日、午前中に開催いたしました三役会議での協議を踏まえ、本総会に提案しております。</p> <p>お配りしております「第25期幕別町農業委員会活動方針・活動計画(案)」をご覧ください。こちらは、令和6年3月の総会において決定された第25期の活動方針・計画でございます。令和7年度の活動方針につきましては、直近で大きな情勢変化などが無かったことから、活動方針については見直す必要はないと考え、現行の活動方針の継続を提案いたします。</p> <p>次ページをお開きください。次に、「令和7年度幕別町農業委員会事業計画」についてであります。幕別町農業委員会事業計画は、令和7年度4月から翌年3月における主催毎の事業を記載しております。総会や現地調査につきましては、記載日程で実施する予定でありまして、6月と1月に開催される総会は忠類会場での実施を計画しております。</p> <p>最後になりますが、「第25期幕別町農業委員会活動方針・活動計画」は、総会で決定されましたら、今後作成いたします「令和7年度農業委員会の概要」に掲載することとなります。以上で説明を終わりますので、ご決定のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第7号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p><b>【全員異議なし】</b></p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。</p>

議長

次に、議案第8号「農業委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題といたします。

議案第8号について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第8号農業委員等の最適化活動の点検・評価について、農業委員等の最適化活動の点検・評価について、次のとおり決定したいので審議を求めます。なお、本議案につきましては、本日、午前中に開催いたしました三役会議での協議を踏まえ、本総会に提案するものでございます。

議案書下段、【参考】をご覧ください。「農業委員会による最適化活動の推進等について」とあります、抜粋であります、農林水産省経営局長通知を記載しております。なお、「推進委員等」という表記は通知によるものでございます。本町に「推進委員」はいないため、「農業委員」と読み替えていただければと思います。

この通知では、(1)、②の推進委員等の最適化活動の点検・評価の実施、アとして、「各推進委員等は、毎年度、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともに、その結果を翌年度の4月末までに農業委員会に提出するものとする。」とあります。また、イとして、「農業委員会は、各推進委員等から提出された点検・評価の結果を、5月末までに総会(法第16条第1項に規定する部会を含む。以下同じ。)において点検・評価し、その結果を各推進委員等に通知する。」とされております。さらに、農林水産省経営局農地政策課長通知では、②の農業委員会による点検・評価等にありますように、アとして、各農業委員会が局長通知に伴う各推進委員等の最適化活動の点検・評価は、「全体としての評語」の欄に、aからdに掲げる評語を記入した上で、総会(法第16条第1項に規定する部会を含む。)において出された意見も記入するものとする。」とされております。

つきましては、本農業委員会では今後、これら通知に準じた点検・評価を実施するとともに、評価を行う場は、昨年度と同様に、農政部会での対応にしようとするものであります。なお、点検・評価に伴う様式につきましては、本日、皆様のお手元にお配りしております、右肩に「議案第8号 別紙1」とあります参考資料を予定しておりますが、今後、国からの通知等に鑑みながら整えた上で、改めて皆様にお示したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第8号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議長

議案は以上であります。

これもちまして、第21回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。お疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記たることに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

20番

印

21番

印

議長

印